

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関の指定
- 保安林予定森林(二件)
- 解除予定の保安林(五件)
- 普通母樹林の指定の解除
- 鳥取県収納代理金融機関の追加等

## 告 示

### 鳥取県告示第六百六十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第六百六十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字下ノ谷二八八〇、二八八一、二八八一の一、二八八一の二

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

##### 1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
木 村 医 院	米子市東倉吉町六八	昭和五十二年八月二十八日
筏津産婦人科医院	倉吉市堺町二丁目二三九	昭和五十二年八月十五日
鳥取医療生協鹿野温泉病院	気高郡鹿野町字今市二四二	昭和五十二年八月二十日

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字大呂字下山柿一〇九六、字宮サコ一〇九七から一一一まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字川下二五三六の一(次の図に示す部分に限る。)、二五三六の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字 芦津字柳ヶ谷 五五五の四 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字 福本字小林谷 五四九の一 (次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百七十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字 中屋敷 東三四三六の三一、三四三六の三二、字 灘中屋敷 東三四三七の三六、三四三七の三七、字 二割屋敷 東三六八八の二五 (以上五筆国有林)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百七十五号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市小篠津町字 龍ヶ山 四〇四三の六

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第六百七十六号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同法同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十二年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

普通母樹林

指定番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	面積	所有者の住所及び氏名
四十八 一六	昭和五十二年 八月二十六日	ひのき	八頭郡智頭町波多	一七・六九ヘクタ ールのうち四・八 ヘクタール	鳥取市東町一 丁目二〇 鳥取県

鳥取県告示第六百七十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

昭和五十二年八月二十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

株式会社山陰合同銀行広島支店

を

株式会社山陰合同銀行広島支店

株式会社山陰合同銀行本店

修町二丁目

株式会社山陰合同銀行大阪支店

協同組合の項中大伊支所の項を削る。

広島支店

広島市小町

広島支店

広島市小町

松江支店

松江市朝日町

大阪支店

大阪市東区道

に改め、同表の船岡町農業

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】